

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後														
1	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td></tr><tr><td>(1) [略]</td></tr><tr><td>(2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの</td></tr><tr><td>ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、<u>ノウサギ</u>、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ及びドバト</td></tr><tr><td>(3)～(10) [略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	(1) [略]	(2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの	ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、 <u>ノウサギ</u> 、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ及びドバト	(3)～(10) [略]	[略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td></tr><tr><td>(1) [略]</td></tr><tr><td>(2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの</td></tr><tr><td><u>カワウ</u>、<u>ゴイサギ</u>、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、<u>アナグマ</u>、<u>ハクビシン</u>、<u>ニホンジカ</u>、<u>ノウサギ</u>及びドバト</td></tr><tr><td>(3)～(10) [略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	(1) [略]	(2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの	<u>カワウ</u> 、 <u>ゴイサギ</u> 、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、 <u>アナグマ</u> 、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>ニホンジカ</u> 、 <u>ノウサギ</u> 及びドバト	(3)～(10) [略]	[略]
[略]																
6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務																
(1) [略]																
(2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの																
ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、 <u>ノウサギ</u> 、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ及びドバト																
(3)～(10) [略]																
[略]																
[略]																
6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務																
(1) [略]																
(2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの																
<u>カワウ</u> 、 <u>ゴイサギ</u> 、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、 <u>アナグマ</u> 、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>ニホンジカ</u> 、 <u>ノウサギ</u> 及びドバト																
(3)～(10) [略]																
[略]																
	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]	6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]	6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委	[略]								
[略]																
6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委	[略]															
[略]																
6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委	[略]															

<p>員会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(1) 法第92条第1項の調査のための発掘に関する届出の受理 (<u>財団法人岩手県文化振興事業団 (昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。)</u>に係るものを除く。)</p> <p>(2) 法第92条第2項の調査のための発掘に関する指示又は命令 (<u>財団法人岩手県文化振興事業団</u>に係るものを除く。)</p> <p>(3)～(12) [略]</p>	
[略]	
11 [略]	[略]
11の2 [略]	[略]
11の3 [略]	[略]
[略]	
23の4 児童手当法 (昭和46年法律第73号。以下この項	市町村 (一

<p>員会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(1) 法第92条第1項の調査のための発掘に関する届出の受理 (<u>公益財団法人岩手県文化振興事業団</u>に係るものを除く。)</p> <p>(2) 法第92条第2項の調査のための発掘に関する指示又は命令 (<u>公益財団法人岩手県文化振興事業団</u>に係るものを除く。)</p> <p>(3)～(12) [略]</p>	
[略]	
11 [略]	[略]
11の2 <u>土地区画整理法 (以下この項において「法」という。)</u> に基づく次に掲げる事務 (県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する <u>土地区画整理事業に係るものに限る。)</u>	市
(1) <u>法第76条第1項の土地の形質の変更、建築物の新築及び物件の設置等の許可</u>	
(2) <u>法第76条第2項の意見の聴取</u>	
(3) <u>法第76条第4項の土地の原状回復及び建築物の移転等の命令</u>	
(4) <u>法第76条第5項の土地の原状回復及び建築物の移転等の措置並びに公告</u>	
11の3 [略]	[略]
11の4 [略]	[略]
[略]	
23の4 児童手当法 (昭和46年法律第73号。以下この項	市町村 (一

<p>において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)</p> <p>(1)~(4) [略]</p>	<p>関市及び平泉町を除く。)</p>	<p>において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)</p> <p>(1)~(4) [略]</p>	<p>関市を除く。)</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>30の2 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>30の2 [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>31 削除</p>			
<p>32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可(生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。)</u>のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの</p> <p><u>アナグマ、ハクビシン、ニホンジカ及びカワウ</u></p> <p>(2) <u>法第9条第7項の許可証の交付及び住所等の変更の届出の受理(前号の許可に係るものに限る。)</u></p> <p>(3) <u>法第9条第8項の従事者証の交付及び住所等の変更の届出の受理(第1号の許可に係るものに限る。)</u></p> <p>(4) <u>法第9条第9項の許可証及び従事者証の再交付(第1号の許可に係るものに限る。)</u></p> <p>(5) <u>法第9条第11項の許可証及び従事者証の返納の受理(第1号の許可に係るものに限る。)</u></p> <p>(6) <u>法第9条第13項の報告の受理(第1号の許可に係るものに限る。)</u></p>	<p>市町村(滝沢村を除く。)</p>		

(7) 法第10条第1項の鳥獣の解放等の命令（第1号の許可に係るものに限る。）	
(8) 法第10条第2項の許可の取消し（第1号の許可に係るものに限る。）	
(9) 法第75条第1項の報告の徴収（第1号の許可に係るものに限る。）	
32の2 [略]	[略]
32の3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく育成医療に係る支給認定の申請書等の受理及び医療受給者証の交付に関する事務で規則で定めるもの	大船渡市、遠野市、奥州市、平泉町、岩泉町及び田野畑村
32の4 [略]	[略]
32の5 [略]	[略]
[略]	
35の9 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	市町村（一関市及び平泉町を除く。）
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	市町村（一関市及び平泉町を除く。）
[略]	

31 [略]	[略]
32 [略]	[略]
32の2 [略]	[略]
[略]	
35の9 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	市町村（一関市を除く。）
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	市町村（一関市を除く。）
[略]	

<p>37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1)～(21) [略]</p>	<p>宮古市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、雫石町、滝沢村、<u>田野畑村</u>、軽米町及び九戸村</p>
<p>[略]</p>	

<p>37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1)～(21) [略]</p>	<p>宮古市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、雫石町、滝沢村、軽米町及び九戸村</p>
<p>[略]</p>	

2 別表第2（第3条関係）

<p>[略]</p>	
<p>42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第24条から第26条まで、<u>第28条第2項</u>において準用する条例第14条及び第15条第3項、第32条第1項並びに第90条第2項の届出の受理（条例第90条第2項の場合は、汚水等排出施設を設置している工場又は事業場（以下この項において「汚水等特定事業場」という。）を設置している者に係る届出の受理に限る。）</p> <p>(2) 条例第27条、第30条第1項及び第32条第2項の命令</p> <p>(3) 条例<u>第28条第1項</u>において準用する条例第13条<u>第2項</u>の期間の短縮</p>	<p>[略]</p>

別表第2（第3条関係）

<p>[略]</p>	
<p>42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第24条から第26条まで、<u>第28条の2</u>において準用する条例第14条及び第15条第3項、第32条第1項並びに第90条第2項の届出の受理（条例第90条第2項の場合は、汚水等排出施設を設置している工場又は事業場（以下この項において「汚水等特定事業場」という。）を設置している者に係る届出の受理に限る。）</p> <p>(2) 条例第27条、第30条第1項、<u>第30条の2</u>及び第32条第2項の命令</p> <p>(3) 条例<u>第28条第2項</u>の期間の短縮</p>	<p>[略]</p>

(4)～(6) [略]		(4)～(6) [略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、この条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の6の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 3 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後において改正後の条例別表第2に掲げる事務で当該市町村の長又は教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。